

ネットの危険からお子様を守るために 今、保護者ができること

1 青少年を取り巻く インターネットトラブルとは？



考えよう
家族みんなで
スマホのルール
私たちは子供たちの
情報モラル育成に取り組みます

事例 1 スマートフォンの使いすぎで、 生活リズムが乱れたままだ。

スマートフォンでできることは、子供にとって魅力的。でもスマートフォンが気になるあまり、日常生活に支障が出てしまうことも少なくありません。



事例 2 何気ない言葉で、 思わぬトラブルに発展!?

瞬時にやりとりする文字だけの会話では、気持ちが通じず仲間はずれになるなど、大人の目が届きにくいところでトラブルに発展しがちです。



事例 3 ネットに流れた情報は回収が困難!

自撮り画像や、安易な気持ちで送った悪ふざけ画像。ネットに一度でも流れると、すべてを回収・削除することは事実上、不可能です。



事例 4 ネットだけでは 相手の本当の姿はわかりません。

ネットで知り合った人を簡単に信用し、実際に会う約束をして、取り返しのつかない事件や犯罪に巻き込まれてしまった子供もいます。



※だまされたり脅されたりして、子供が自分の裸を撮影させられた上、SNS等で送信させられる被害が増えています。

事例 5 保護者に内緒で課金、物を売買!?

ゲームで高額な課金、オンラインショッピングサイトでの詐欺被害など、お金に係わるトラブルも起きています。人気のフリマアプリでも、保護者の物を勝手に売る、買い手に個人情報悪用される等の問題が生じています。



このようなトラブルや
犯罪被害を防止するには?
▶▶▶ くわしくは次ページへ!

2 家庭のルールを 考えましょう

インターネットを安全かつ適切に利用するためには、お子様の年齢や力量に合わせた手助けが必要です。そこで、お子様の能力・発達および日常生活に見合ったインターネットの使い方を、ご家庭で考えてみましょう。

重要なのは、お子様が納得できるルールを決めること。また、ルールを守れなかった時のための対応も話し合っておきましょう。

STEP 1 初めてのインターネット期

サイトや動画の閲覧のみ許可し、SNS等は禁止



利用時間を家庭で決める

生活のルールやリズムを守ることを前提に、利用時間をご家庭で話し合っ
て決め、インターネットを見て
楽しめます。
この段階では閲覧のみに制限しま
しょう。

各段階でのルール例

ルールはステップアップのタイ
ミングで達成・継続・調整・
追加などを話し合しましょう。

- ゲームとネットを合わせて、使っているのは1日__分までです。
- 保護者にことわって、近くで使います。食事中や車の中では使いません。
- 夜__時以降は使いません。リビングで充電します。

STEP 2 インターネットレベルアップ期

家族間に限って、メールの利用を認める



メール



家族限定でコミュニケーション

利用時間のルールを守れ、使い方にも慣れたら、家族間でメールをやりとりしてみましょう。文章の書き方など、上手な気持ちの伝え方をアドバイスしましょう。



- 家の中ではリビングで使います。
- 話しかけられたら手を止め対応します。
- 決まった人からのメール以外、返信やアクセスはしません。
- 変わったことや困ったことが起きたら、すぐに相談します。
- 公共の場で利用する時は、ルールやマナーを守ります。

STEP 3 SNSデビュー期

顔を知っている友人や知人に限定してメールやSNSの利用を認める



メール



友人知人とのやりとりもチェックを

メールの利用に慣れたら、仲の良い友人や知人に限り、SNSやメールを許可します。

家庭内のコミュニケーションを保ち、ときどきやり取りの様子を見せてもらいましょう。



- 自分や友だちの個人情報(名前・住所・学校名など)、写真はネットに公開しません。
- メールやSNSは実際に会ったことのある友だちだけにします。
- 自分が言われて嫌な事や悪口はSNSやメールで送れません。
- 目的をもって利用します。目的を終えたらスマホから手を放します。

STEP 4 SNSレベルアップ期

ネットを介して知り合う人とのコミュニケーションを認める



メール



買物※



自由に楽しませつつも見守りを

家庭のルールや社会規範に加え、ネットの特性を理解できる段階になれば、広く活用を許可しましょう。ただし、危険な行為や、犯罪に巻き込まれることを防ぐため、使い方を把握し、必要な注意やアドバイスをしてあげることが大切です。

- ネットやSNSで知り合った人とは直接会いません。
- ネットで買い物やお金のやり取りをする時は、保護者の許可を得ます。
- ネット上に公開する内容は、送信前にしっかり見直します。
- 他人にIDやパスワードは絶対に教えません。
- 毎月の通信量(料)をチェックし、計画性をもって利用します。

※保護者の同意や許可を必要とするサイトが多い

3 フィルタリングを上手に活用しましょう

フィルタリングについて、法律が改正されました。

青少年インターネット環境整備法が平成29年6月に改正され、携帯電話会社(格安スマートフォン会社(MVNO)も含む)と契約代理店に対し、新規の携帯電話回線の契約時および機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に次のような義務が新たに設けられました。

新規契約または機種変更等する場合

保護者の皆様は、使用者が18歳未満の場合、その旨を申し出て、フィルタリングを利用しましょう。

店側の義務

① 青少年確認

契約締結者、携帯電話端末の使用者(締結者が成人の場合)が18歳未満か確認します。

② フィルタリング説明

・青少年有害情報を閲覧する恐れ
・フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に対し説明します。

③ フィルタリングソフトウェアやOSの設定

契約とセットで販売される携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにします。



保護者の役割

① 18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう。

② フィルタリングの説明を受けましょう。

③ フィルタリングを使えるようにしてもらいましょう。

フィルタリングは、有害情報やうっかりアクセスによるトラブルからお子様を守ります。



既にお子様スマートフォンを利用している場合

フィルタリングは名称が統一され、わかりやすく、簡単で便利に！すぐに活用してみましよう。

平成29年3月より、NTTdocomo、au(KDDI)、SoftBankのフィルタリング名称が「あんしんフィルター」に統一されました。

「あんしんフィルター」はお子様の年齢や使い方、判断力に応じて、**4段階の中からフィルタリングレベル**を選ぶだけ。レベルの変更や、利用したいサイト・アプリごとの許可(追加)、ON/OFFの切り替えも簡単にできます。

携帯電話会社が提供するフィルタリングサービス

OS	Android	iOS (iPhone/iPad)
利用目的	Web閲覧 アプリ	Web閲覧 アプリ
機能制限方法	NTT docomo/au(KDDI)/SoftBank ロゴマーク あんしんフィルター for(企業名・ブランド名)	端末の機能制限

※具体的な設定方法は、各通信会社のホームページや契約代理店窓口でお確かめ下さい。

格安スマートフォン(MVNO)の注意点

事業者ごとにフィルタリングのサービス内容や費用が異なります。

各社のサービス内容を確認し、適切な対応を！

※MVNO
他社の設備を借りて音声通信やデータ通信のサービスを提供する事業者のこと。



4 家庭のルールを決めましょう

ご家庭で話し合っインターネットの使い方ルールを決めて、みんなで守りましょう。ルールが窮屈に感じているようなら、その都度話し合っ調整しましょう。

POINT!

家庭内の
コミュニケーションが
まず基本です！
日頃から、お子様との
会話を大切に!!



作成.....年.....月

我が家のルールを決めましょう。

-
-
-
-

ルールを守るために保護者が気を付けること

- 保護者がまず率先してルールを守り、お手本になりましょう。
-に1度、お子様と一緒に利用状況を確認しましょう。
- 困ったときの相談先を決めておきましょう。(相談相手.....)
- お子様の成長に合わせてルールやフィルタリングの設定を見直しましょう。

5 いざという時の相談窓口

保護者やお子様ที่困ったときの相談窓口

#9110

最寄りの警察署または警察相談専用電話

#9110は、発信地を管轄する警察本部等の総合窓口へ接続されます。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。(受付時間:夜間及び土日・祝日は、24時間受付体制の一部の県警を除き当直又は音声案内のいずれかで対応)

188

消費者庁 消費者ホットライン

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどに対し、専門の消費生活相談員などが相談を受け付ける窓口です。

0120-0-78310

24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)

インターネット上のいじめ問題などの相談窓口です。(受付時間:24時間)

違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に関する相談をWebフォームで受け付ける窓口です。
<http://www.ihaho.jp/>



お子様も安心して相談できる相談窓口

0120-99-7777

チャイルドライン

(NPO法人チャイルドライン支援センター)

18歳までの子供専用の相談窓口です。電話、インターネットで相談を受け付けています。<http://www.childline.or.jp>

(受付時間:毎週月曜日～土曜日/16時～21時)



0120-007-110

子どもの人権110番(法務局・地方法務局)

インターネット上の嫌がらせなどの子供の悩みごとに関する相談窓口です。全国共通・通話料無料。(受付時間:平日8時30分～17時15分)

子どもの人権SOS-eメール

電話では相談しづらいことなら、メールでも相談を受け付けています。
<http://www.jinken.go.jp/>



ご家庭のみんなが見る場所などに、このページを貼っておきましょう。